

令和 9 年度 税制改正要望事項（新設・拡充・延長）

（経済産業省イノベーション・環境局 イノベーション創出新事業推進課）

項 目 名	世界に伍するスタートアップエコシステムの形成に向けた措置の検討		
税 目	所得税		
要 望 の 内 容	国内外の優秀でスケールアップする能力の高い起業家や投資家を我が国に惹き付け、我が国を世界に伍するスタートアップエコシステムとする観点から、必要な措置を図る。		
		平年度の減収見込額	－ 百万円
		（制度自体の減収額）	（ － 百万円）
		（改正増減収額）	（ － 百万円）
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と	(1) 政策目的 「スタートアップ育成5か年計画」の強化に向けて、国内外の優秀でスケールアップする能力の高い起業家や投資家を我が国に惹き付け、我が国を世界に伍するスタートアップエコシステムとすることを目的とする。 (2) 施策の必要性 スタートアップは、社会課題の解決を成長のエンジンとする、新しい資本主義を体現する存在であり、こうしたスタートアップを産み育てる環境を整備することは非常に重要である。2022年11月に策定された「スタートアップ育成5か年計画」に基づき、取組を推進してきた結果、スタートアップ数は増加しており、スタートアップエコシステムは着実に発展している。 一方、ユニコーン数や資金調達額については、「5か年計画」の目標にはまだ遠く、我が国を世界に伍するスタートアップエコシステムとするためには、スケールアップのための成長資金供給の強化が引き続き大きな課題である。スタートアップがユニコーン級の規模に成長し、エグジットし、リターンを得た投資家の資金やその成功にひきつけられた資金が次なるスタートアップへの投資を生み出すような好循環を生み出すには至っていない。 特に、国内外の優秀でスケールアップする能力の高い起業家や投資家を我が国に惹き付ける観点から、必要な措置を図ることが必要である。		

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	3. イノベーション政策の推進並びに産業標準の整備及び普及 （参考）主な閣議決定文書等 ○日本成長戦略（令和8年7月21日閣議決定） Ⅲ. 8つの分野横断的な課題の解決 2. スタートアップ （2）対応の方向性 ①対応の方向性 「5か年計画」を抜本強化するため、以下の3本柱から成る「スタートアップ総力創出パッケージ」を着実に実行する。 i) スタートアップのスケールアップを加速するため、成長資金の供給を強化するとともに、M&Aを含む多様な出口の確保により、資金と人材と技術の循環を促進する。くわえて、資金・人材・技術が循環するグローバルなエコシステムへの接続を強化する。 ○経済財政運営と改革の基本方針 2026（令和8年7月21日閣議決定） 第2章 日本の成長力強化と安全・安心の確保 1. 「強い経済」の実現 （2）成長基盤の強化 （スタートアップ） 「スタートアップ育成5か年計画」を抜本強化した「スタートアップ総力創出パッケージ」に基づき、スタートアップの研究開発から事業化・社会実装までを一気通貫で支援する。政府調達におけるスタートアップ比率3%目標の早期達成のための改善計画の策定や、政府がアンカーテナンシー型で本格調達することを促進するためSBI R制度を抜本強化するとともに、海外トップベンチャーキャピタル（VC）などの海外投資家の戦略的な呼び込み、M&A市場の活性化など国内外の資金・人材・技術が好循環するグローバルなエコシステムを構築することで、ディープテックを始めとする我が国発のスタートアップの成長を促進し、「強い経済」の実現につなげる。 ○「スタートアップ総力創出パッケージ～イノベーションを生み出す、育てる、実装する～」（令和8年5月20日） 4. 施策のパッケージ （柱1）スタートアップのスケールアップ （3）世界に伍するスタートアップエコシステムの形成とグローバルネットワークの強化 ④スケールアップする能力の高い人材の惹き付けと、優秀な海外起業家等の呼び込みに向けた体制整備 ○国内外の優秀でスケールアップする能力の高い起業家や投資家を我が国に惹き付け、我が国を世界に伍するスタートアップエコシステムとする観点から、これまでに講じた政策の効果検証を実施した上で、税制を含むスタートアップに関連する政策の在り方や必要な措置について検討を進める。
			スタートアップへの投資額について、2022年度と比較して、5年後の2027年度に10倍を超える規模（10兆円規模）とする。 （スタートアップ育成5か年計画、令和4年11月28日新しい資本主義実現会議決定）
		租税特別措置の適用又は延長期間	—

		同上の期間 中の達成 目標	—
		政策目標の 達成状況	—
	有 効 性	要望の 措置の 適用見込み	—
		要望の措置 の効果見込 み(手段とし ての有効性)	—
	相 当 性	当該要望項 目以外の税 制上の措置	—
		予算上の 措置等の 要求内容 及び金額	—
		上記の予算 上の措置等 と要望項目 との関係	—
		要望の措置 の妥当性	—

これまでの租税特別措置の適用実績と効果に 関連する事項	租税特別措置の適用実績	—
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—
	租税特別措置の適用による効果 (手段としての有効性)	—
	前回要望時の達成目標	—
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯		—